

答 申 第 1 4 9 号
令和 7 年10月10日
(諮問公第166号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、別表 3 の「審査会の判断」の欄で「開示」と記載した部分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、令和 5 年 3 月16日付けで、「海上自衛隊航空基地（鹿屋市）への米軍無人偵察機MQ 9 一時展開計画について、知事部局において使用・作成した文書、メモ、電磁的記録すべて（送受信した電子メール含む）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和 5 年 5 月15日付け総政第 8 号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定に基づき、令和 5 年 8 月17日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、別表 3 の「不開示部分」に記載する部分の開示を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 当該公文書の情報について、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示」とした情報について、「苦情等の電話の内容」と「それへの対応の概要」は、個人の識別にはつながらない。もし個人の識別につながる情報があるとしても、一律不開示にすべきではなく、その情報だけを黒塗りすれば良い。

イ 当該公文書の情報について、「当該部分を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした情報について、発生から 9 力月近く経過した交通事故の概要であり、開示することによって「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共安全と秩序の維持」のいずれにも支障を及ぼすおそれはない。

ウ 当該公文書の情報について、「国の機関等（あるいは国の機関、国等の機関）との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため」不開示とした情報について、公官庁同士の正式なやりとりの内容であり、それが開示されたところで「率直な意見交換を不当に（社会通念から逸脱したり、道理に外れたりして）損なうおそれ」は非常に抽象的な感覚に過ぎず、具体性はない。不開示とする理由に当たらない。

エ 当該公文書の情報について、「県（あるいは県及び国の機関）の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため」不開示とした情報について、県民・国民の関心がとても高い米軍MQ 9の一時展開計画に関わるものであり、国民には知る権利がある。情報を知らされていないことによる県民の混乱と、情報を知られることによる県民の混乱をどのように比較できるのだろうか。「不当に（社会通念から逸脱したり道理に外れたりして）県民の間に混乱を生じさせるおそれ」は非常に抽象的な感覚に過ぎず、具体性はない。不開示とする理由に当たらない。

オ 当該公文書の情報について、「県（あるいは国）の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」不開示とした情報について、既に実施済みの事務・事業の内容であり、海上自衛隊鹿屋航空基地への米軍MQ 9の一時展開の現状や将来に影響を与えるものではない。それが開示されたところで、今後の県、国の事務・事業に支障があるとは考えられない。

カ 米軍無人機MQ 9の一時展開計画は県民・国民の重大な関心事であり、県が保有する情報の公益性はとても高く、不開示決定には慎重な判断が求められる。また、上述した内容について、実施機関が示した不開示理由は抽象的・不当であり、開示すべきである。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

海上自衛隊鹿屋航空基地（鹿屋市）への米軍無人偵察機MQ 9一時展開計画について、知事部局において使用・作成した文書、メモ、電磁的記録のすべて（送受信した電子メール）を含む（別表1及び2のとおり）

(2) 一部開示決定の理由

本件対象公文書に別表3「実施機関の不開示理由」の欄のとおり条例第7条に規定する不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示した。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年9月28日	諮問を受けた。
11月10日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
令和6年1月24日	諮問の審議を行った。
2月28日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
6月26日	諮問の審議を行った。
9月27日	諮問の審議を行った。
10月23日	諮問の審議を行った。
11月27日	諮問の審議を行った。
令和7年2月26日	諮問の審議を行った。
3月26日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。
6月25日	諮問の審議を行った。
7月23日	諮問の審議を行った。
9月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

実施機関は、本件処分に係る対象公文書を上記3(1)のとおり特定した。

実施機関は、このうち公文書の一部（別表1及び2に掲げる「不開示部分」）を条例第7条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号の不開示情報に該当することを理由に一部開示決定を行っている。

審査請求人は、上記2(3)の理由により、別表3に掲げる不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）1～30の開示を求めていることから、それぞれの不開示理由の妥当性について検討する。

なお、審査請求人が開示を求めているその他不開示部分の不開示情報該当性については判断しない。

また、検討箇所を明確にするため、実施機関が開示請求者に交付した公文書の写しの順番どおりに審査会において一連の頁番号（別表3に掲げる「左記文書番号の頁番号」）を付した。

ア 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報1から5まで）の不開示情報該当性について

(イ) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含

む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

a 本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、米軍人の交通事故に係る事故の概要として、交通事故の当事者である「相手方の情報」が記載されている部分であり、実施機関は、当事者である〇〇の同級生や周辺の方であれば当該〇〇を特定できる情報であり、また、交通事故の当事者であるという〇〇の心情にも配慮し、細かいやりとり等の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第7条第1号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報1の「相手方の情報」は、特定の個人を識別されるおそれのある情報及び特定の個人を識別することはできないが、交通事故の当事者の相談記録であり、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また、当該情報を公表している事実は認められないことから、同号ただし書きアには該当しないものと認められ、同号ただし書きイ、ウに該当すべき事情及び事実も見当たらないことから、不開示が妥当である。

b 本件不開示情報2について

本件不開示情報2は、米軍人の交通事故に係る事故の概要として、「相手方の性別」及び「米軍人の性別」が記載されている部分であり、実施機関は、加害者及び被害者を特定できる情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第7条第1号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報2は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであり、また、開示されている他の情報と照合することにより特定の個人を識別することもできないことから条例第7条第1号に該当しないため、開示すべきである。

c 本件不開示情報3について

本件不開示情報3は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に当たって、現地連絡所に寄せられた地元住民等からの相談等及び相談等への対応内容に関する情報として、「電話内容」及び「対応内容」が記載されている。実施機関は、当該情報は、個人に関する情報であり、また、相談者の米軍無人機の一時展開に対する肯定的又は否定的な意見が含まれており、個人に関する情報として、条例第7条第1号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報3の相談者の「電話内容」及び対応者の「対応内容」は米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に対する事実関係の照会及びその回答であり、一部、個人の意見も含まれているものであったが、特定の個人を識別できる情報とはいえず、また、公にしても財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがあると認められないことから条例第7条第1号に該当しないため、開示すべきである。

d 本件不開示情報4について

本件不開示情報4は、実施機関から九州防衛局に対して送信されたメール及びそのメールに添付された文書に、「米軍人の氏名及び肩書き（担当職，階級）」が記載されている。実施機関は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第1号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報4の「米軍人の氏名及び肩書き（担当職）」は特定の個人を識別することが明らかであり、条例第7条第1号本文に該当すると認められること、同号ただし書きア、イ、ウには該当すべき事情及び事実も見当たらないことから、不開示が妥当である。

ただし、「米軍人の肩書き（階級）」は本件公文書のメールにより、既に公にしていること及び当該肩書きは米軍人の階級を示すものであり、特定の個人を識別できるものとは認められないことから、開示すべきである。

e 本件不開示情報5について

本件不開示情報5は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に当たって、実施機関に寄せられた県民等からの「苦情の内容」に関する情報が記載されている。実施機関は、当該情報は、米軍人について、相談者が見聞した内容や米軍無人機の展開に対する意見等が多く含まれており、条例第7条第1号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報5の相談者の「苦情の内容」は米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に対する事実関係の照会等及びその回答であり、個人の人格と密接に関連するような内容とは言えず個人の内心とは捉えられない。また、公にしても財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがあると認められず条例第7条第1号に該当しないため、開示すべきである。

イ 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報6及び7）の不開示情報該当性について

㍻ 条例第7条第4号

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場合においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このような規定としているものである。

㍿ 条例第7条第4号該当性について

a 本件不開示情報6について

本件不開示情報6は、米軍人の交通事故に関して、県警察本部から提供を受けた捜査に関する情報として、「県警察本部からの情報」が記載されている。実施機関は、当該箇所を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報6の「県警察本部からの情報」は、警察の問い合わせの対応予定や県警察本部の公表の考え方が記載されていたが、公表に関して、一般的な考え方を示しているにすぎないものである。さらに、犯罪の予防等に支障を及ぼす具体的な説明がなく、その相当性は認めがたいため、開示すべきである。

b 本件不開示情報7について

本件不開示情報7は、米軍人の交通事故に係る概要として、九州防衛局が鹿屋警察署から連絡・情報提供を受けた捜査の状況や内容が記載された「連絡内容」及び「事故概要」が記載されている。実施機関は、当該箇所を公にすることにより、交通事故における県警察の確認事項や判断基準等が明らかになり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報7の「連絡内容」及び「事故概要」は、交通事故における県警察の一般的な確認事項であり、犯罪の予防等に支障があるとする具体的な説明がなく、その相当性を認めがたいため、開示すべきである。

ウ 条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報8から23まで）の不開示情報該当性について

（ゲ） 条例第7条第5号

条例第7条第5号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

（イ） 条例第7条第5号該当性について

a 本件不開示情報8について

本件不開示情報8は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る新聞報道を受けて、実施機関が関係機関に行った「聞き取り内容の一部」が記載されている。実施機関は、「国の機関等との審議、検討または協議に関する情報であって、公開を前提としているものではない協議中のやり取り等が記載されている。本件事務においては、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、公開を前提としないやり取りが、事後において公になるとなれば、今後、国の機関等との率直な意見交換が損なわれ、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがある。本件事務は、防衛・安全保障政策であり、国の専管事項である。国の機関等との率直な意見交換が損なわれることとなれば、県として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがあり、条例第7条第5号に該当する」旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報8の「聞き取り内容の一部」は、実施機関が関係機関から聞き取った、新聞報道に係る関係機関の見解などが記載されており、公にしないことを前提とした関係機関からの情報を開示することにより、国の専管事項である防衛・安全保障政策に関わる率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

b 本件不開示情報9について

本件不開示情報9は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、「鹿屋市と防衛省との協議内容の一部」及び「米軍との協議内容」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報9は、鹿屋市と九州防衛局との協議に係る議事録、鹿屋市と在日米軍または米軍無人機部隊が

面会した際の記録であり、公にしないことを前提とした関係機関同士の協議内容を開示することにより、国の専管事項である防衛・安全保障政策に関わる関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

c 本件不開示情報10について

本件不開示情報10は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る新聞報道を受けて、九州防衛局が県に行った説明に関する「説明終了後発言要旨」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報10の「説明終了後発言要旨」は、非公開の場での発言要旨ではあるが、具体的な意見交換の内容ではなく、記載されているのは、実施機関の発言要旨のみであり、また、一般的な内容であると言えることから、開示することにより、実施機関の主張するような関係機関との率直な意見交換が損なわれ、実施機関として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認めがたいことから、開示すべきである。

d 本件不開示情報11について

本件不開示情報11は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る新聞報道を受けて、九州防衛局が実施機関に行った説明に関する「防衛省の説明内容の一部」及び「県の申し入れ内容」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報11は、九州防衛局が実施機関に行った説明の結果概要であり、非公開の場での発言内容であることから、開示することにより、国の専管事項である防衛・安全保障政策に関わる関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれ、審議・検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、「4 防衛省の説明内容」の内容欄の3行目から5行目の部分は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る目的の説明内容であり、別表1文書番号2の1ページ目の鹿屋市と九州防衛局との議事録において開示されている内容である。また、「5 県の申し入れ内容等」は、実施機関が九州防衛局へ申し入れた発言の概要のみが記載されており、具体的な意見交換や質疑応答ではない。

したがって、別表3の「審査会の判断」の欄で「開示」としたこれらの部分を開示したとしても実施機関の主張するような関係機関との率直な意見交換が損なわれ、実施機関として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがあるとは認めがたいこと

から、開示すべきである。

e 本件不開示情報12について

本件不開示情報12は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、「防衛省との協議内容の一部」、「意見交換内容」及び「米軍との協議内容」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報12は、実施機関と九州防衛局との協議内容、実施機関と鹿屋市との意見交換及び在日米軍又は米軍無人機部隊の実施機関への表敬訪問時におけるやり取りの内容であり、公開を前提としないやり取りが、事後において開示されることにより、国の専管事項である防衛・安全保障政策に関わる関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれ、審議・検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、非公開の場であることを示す部分については、いずれも単なる見出しの記載にすぎないものであることから、条例第7条第5号に該当する事情は認められない。よって、別表3の「審査会の判断」の欄で「開示」とした部分については開示すべきである。

f 本件不開示情報13について

本件不開示情報13は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、関係機関との「意見交換内容」及び「米軍との協議内容」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報13は、実施機関と鹿屋市との意見交換及び実施機関への在日米軍又は米軍無人機部隊の表敬訪問が実施されるにあたり、実施機関が作成した進行シナリオとなっている。不開示部分は、マスコミ退出後の非公開の場に関するシナリオとなるが、目的は意見交換等を円滑に進行するために作成したものと考えられ、具体的な意見交換の内容ではないことから、開示することにより、実施機関の主張するような関係機関との率直な意見交換が損なわれ、実施機関として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認めがたいことから、開示すべきである。

g 本件不開示情報14について

本件不開示情報14は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、「米軍との協議内容」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由

で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報14は、実施機関及び県議会への在日米軍の表敬訪問、または実施機関への米軍無人機部隊の表敬訪問に際して、実施機関が作成した要請事項・経緯・締めの挨拶に関する資料であり、要請事項・締めの挨拶には、具体的な意見交換の記載はないこと、経緯は公表されているものについては、開示することにより、実施機関の主張するような関係機関との率直な意見交換が損なわれ、実施機関として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認めがたいことから、開示すべきである。

ただし、別表3の「審査会の判断」の欄で開示から除くとした部分については、公表されていない関係機関の協議に関する情報であり、事後において開示すれば、国の専管事項である防衛・安全保障政策に関わる関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

h 本件不開示情報15について

本件不開示情報15は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、「米軍との協議内容」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報15は、在日米軍が鹿屋市を訪問するに際して、同市が作成した市長及び市議会議員のコメント案として同市の紹介や事件・事故に関する安全対策の要請などが記載されているのみであり、具体的な意見交換や質疑応答の内容ではないことから、開示することにより、実施機関の主張するような関係機関との率直な意見交換が損なわれ、実施機関として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認めがたいことから、開示すべきである。

i 本件不開示情報16について

本件不開示情報16は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、九州防衛局等から実施機関への「連絡内容」等が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報16は、国から実施機関への米軍無人機の一時展開に係る準備、試験飛行及び運用開始日に関する連絡等となっている。これらは公にしないことを前提とした関係機関との調整内容であり、開示することにより、国の専管事項である防衛・安全保障政策に関わる関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表3の「審査会の判断」の欄で開示とした別表2文書番号22の1ページ

ージ目の項目4～8、別表2文書番号70の1ページ目の項目3、3の(1)、(2)、4、別表2文書番号72の1ページ目の項目1、2の項目名については、いずれも単なる見出しの記載にすぎないものであり、また、別表2文書番号22の1ページ目の項目4の1～52文字目、76～90文字目については、別表2文書番号22の2ページ目で開示している内容であることから、これらを開示することにより、実施機関の主張するような関係機関との率直な意見交換が損なわれ、十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認めがたいことから、開示すべきである。

j 本件不開示情報17について

本件不開示情報17は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、九州防衛局から実施機関への「説明内容」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報17には、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関して、九州防衛局から実施機関への説明に係る事前調整や関係団体の対応、米軍無人機の一時展開スケジュール、実施機関の動きなどが記載されている。これらの公開を前提としない内容が、事後において開示されることにより、国の専管事項である防衛・安全保障政策に関わる関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれ、審議・検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表2文書番号28の1ページ目の6行目、(1)の項目名・内容欄、(2)の項目名・内容欄の1行目、(3)の項目名、(4)の項目名・内容欄、(6)の項目名・内容欄の15～21文字目、【参考】の項目名、また、別表2文書番号30の項目1(1)の項目名・内容欄、1(2)の項目名・内容欄の1行目、2の項目名・内容欄の1～7行目、4の項目名・内容欄の15～21文字目は、単なる見出しや、不開示情報14で開示すべきとした別紙2文書番号112の4ページに記載されている月日・説明者等であり、更には別表2文書番号30の4ページ目で開示している米軍無人機の一時展開スケジュール等である。

したがって、別表3の「審査会の判断」の欄で「開示」としたこれらの部分を開示したとしても実施機関の主張するような関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれ、実施機関として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがあるとは認めがたいことから、開示すべきである。

k 本件不開示情報18について

本件不開示情報18は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、実施機関から九州防衛局への「確認内容」が記載されている。実施機関は、本件不開

示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報18は、米軍無人機の運用開始時期等の報道に関して、県が九州防衛局に確認した結果を取りまとめたものであり、公開を前提としないやり取りを、事後において開示することにより、国の専管事項である防衛・安全保障政策に関わる関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

1 本件不開示情報19について

本件不開示情報19は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、国または鹿屋市から実施機関が情報提供等を受けた「米軍との協議内容」等が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報19は、防衛省の文書である航空機の状況を確認するための飛行に係る対応、リバティー制度の変更理由、米軍無人機部隊の鹿屋市訪問に係る部隊司令官のコメントなどの公にしないことを前提とした関係機関からの情報提供等である。これらは公にしないことを前提とした関係機関との調整内容であり、開示することにより、国の専管事項である防衛・安全保障政策に関わる関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

m 本件不開示情報20について

本件不開示情報20は、米軍人の交通事故に係る「鹿屋市からの情報」、「事故に係る動き」及び「日時・事故概要・その他」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報20は、米軍人の交通事故に関する鹿屋市または九州防衛局から県に連絡のあった事故の概要・事故に係る動きが記載されているが、これらの情報を開示することにより、関係機関との率直な意見交換が損なわれ、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認めがたいことから、開示すべきである。

ただし、別表3の「審査会の判断」の欄で「開示」から除くとした部分となる別紙2文書番号79の2ページ目の2行目11文字目以降及び3行目は関係機関同士のやり取りにあたる内容であり、別紙2文書番号92の1ページ目の項目2の内容欄の1行目は、関係機関としての判断にあたる内容であることから、開示することにより、関係機関との率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

n 本件不開示情報21について

本件不開示情報21は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、「米軍との協議内容」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報8と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報21の「米軍との協議内容」は、米軍無人機部隊による実施機関への表敬訪問に際し、実施機関が発言メモを作成するにあたって九州防衛局と行ったやり取りに関する内容である。具体的には、日本に入国する米軍関係者の対策について記載されており、当時、全ての入国者に対して、最新の対策を措置していたことから、開示することにより、実施機関の主張するような関係機関との率直な意見交換が損なわれ、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認めがたいことから、開示すべきである。

o 本件不開示情報22について

本件不開示情報22は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る対応として、「月日、主な動き等の一部」が記載されている。実施機関は、「県及び国の機関の内部における審議検討又は協議に関する情報、当該事務を検討するにあたり、当時想定されえた情報等が記載されている。当該箇所は、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であり、これを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。審議、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、将来予定されている同種の審議、検討等に係る適正な意思決定等の確保などへの支障が看過し得ないと考えられることから、条例第7条第5号に該当する」旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報22には、米軍無人機の一時展開に係る対応として、意思形成過程の事実に基づかない想定を含んだ内容が記載されており、作成当時の未成熟な情報を公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

p 本件不開示情報23について

本件不開示情報23は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する「コメント案の一部」などが記載されている。実施機関は、本件不開示情報22と同じ理由で条例第7条第5号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報23は、作成当時の未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であり、これを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれが

あると認められ、審議、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、将来予定されている同種の審議、検討等に係る適正な意思決定等の確保などへの支障があると認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報24から28まで）の不開示情報該当性について

（ア） 条例第7条第6号

条例第7条第6号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

（イ） 条例第7条第6号該当性について

a 本件不開示情報24について

本件不開示情報24は、米軍無人機部隊の鹿屋基地配備に係る説明に係る想定スケジュールに関する「日程、時間、主な動きの一部」等が記載されている。実施機関は、「県の機関、国の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報、当該事務等を進めるにあたり、公開を前提としない情報等が記載されている。これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。防衛・安全保障政策は本件のみならず、今後も同種の事務又は事業が想定される。このような、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業について、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、情報提供先が公になれば情報提供先の業務に支障が生じ、結果として相互の業務遂行に支障が生じる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する」旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報24の「日程、時間、主な動きの一部」等は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る情報提供先が記載されており、国家の安全保障に関する情報は、外部からの脅威やリスクを回避するために機密性が求められる中、情報提供先が明らかになること

で当該提供先に無用な詮索が行われるなど、情報セキュリティ上のリスクが生じ、事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第6号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表3の「審査会の判断」の欄で開示とした部分については、情報提供先に関する記載ではなく、また、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認めがたいことから、開示すべきである。

b 本件不開示情報25について

本件不開示情報25は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る「参考情報」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報24と同じ理由で条例第7条第6号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報25には、在日米軍副司令官等の表敬訪問に関する知事等の公務予定が記載されている。実施機関からは、「資料作成日現在で公になっていなかった、又は公にすることで他機関との信頼関係が損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした」との説明があったが、公務であれば一般的に行動予定は公表されており、事前には公表していない公務であっても、事後に当時の予定が明らかになることが今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、条例第7条第6号には該当しないことから開示すべきである。

c 本件不開示情報26について

本件不開示情報26は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る「場所」、「4 その他」の一部、式典会場図、「ご案内」の一部」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報24と同じ理由で条例第7条第6号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報26には、第319遠征偵察中隊司令官就任式に関する情報提供先、自衛隊基地内の式典会場図などが記載されている。

国家の安全保障に関する情報は、外部からの脅威やリスクを回避するために機密性が求められる中、情報提供先が明らかになることで当該提供先に無用な詮索が行われるなど、情報セキュリティ上のリスクが生じ、事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、自衛隊基地内の場所・配置等に関しては、公にすることにより、テロ等の犯罪を企図する者等から警戒警備の間隙をついた攻撃を受けるおそれが生じるなど、防衛・安全保障という国の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第6号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

d 本件不開示情報27について

本件不開示情報27は、米軍無人機デモフライト実施に係る「視察場所」、「視察会場図」及び「配席図」等が記載されている。実施機関は、本件不開示情報24と同じ理由で条例第7条第6号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報27には、デモフライトの実施に当たって作成された資料であり、鹿屋航空基地内の配置や視察場所など記載されている。

自衛隊基地内の場所・配置等に関しては、公にすることにより、テロ等の犯罪を企図する者等から警戒警備の間隙をついた攻撃を受けるおそれが生じるなど、防衛・安全保障という国の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第6号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

e 本件不開示情報28について

本件不開示情報28は、米軍人の交通事故について、「鹿屋市からの情報の一部」、「事故現場関係図」及び「米軍車両写真」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報24と同じ理由で条例第7条第6号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報28には、米軍が使用している車両や宿泊施設等といった、米軍に関する情報が記載されている。これらの情報については、米軍も公表しておらず、公にすることにより、国と米軍との信頼関係が損なわれ、防衛・安全保障という国の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第6号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）及び第6号（事務又は事業に関する情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報29及び30）の不開示情報該当性について

(ア) 条例第7条第5号

上記ウの(ア)に同じ

(イ) 条例第7条第6号

上記エの(ア)に同じ

(ウ) 条例第7条第5号及び第6号該当性について

a 本件不開示情報29について

本件不開示情報29は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について、「月日、主な動き等の一部」が記載されている。実施機関は、本件不開示情報22と同じ理由で条例第7条第5号に該当し、本件不開示情報24と同じ理由で条例第7条第6号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報29の「今後見

込まれる主な動き等」は、公にしないことを前提としたスケジュール調整の内容が含まれており、公にすることにより将来の同種の審議、検討等に係る適正な意思決定等の確保などへの支障があると認められ、また、意思形成過程の事実に基づかない想定が含まれており、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表3の「審査会の判断」の欄で「開示」としている5月の欄については、既に公となっている動きであり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る適正な意思決定等の確保などへの支障を及ぼすことは想定できないことから条例第7条第5号に該当するとは認められない。

また、既に公となっていることから条例第7条第6号にも該当すると認められないため、開示すべきである。

b 本件不開示情報30について

本件不開示情報30は、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開についての主なスケジュールイメージとして、「月日、主な動き等の一部」等が記載されている。実施機関は、本件不開示情報22と同じ理由で条例第7条第5号に該当し、本件不開示情報24と同じ理由で条例第7条第6号に該当する旨主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、本件不開示情報30には、米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る情報提供先及び意思形成過程の事実に基づかない想定を含んだ内容が記載されていると認められる。

情報提供先については、本件不開示情報24と同じ理由により条例第7条第6号に該当すると認められる。

また、意思形成過程の事実に基づかない想定を含んだ内容については、作成当時の未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であり、これを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、審議、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、将来予定されている同種の審議、検討等に係る適正な意思決定等の確保などへの支障があると認められることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

したがって、本件不開示情報30を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、情報提供先については、条例第7条第6号に該当し、意思形成過程の事実に基づかない想定を含んだ内容については、条例第7条第5号に該当すると認められるため、各該当号を除く同条各号該当性については判断するまでもない。

カ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
1	米軍無人機部隊の鹿屋基地一時展開について (R.O.O.O)	聞き取り内容の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関等との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
2	【MQ9無人機部隊配備について】議事録(鹿屋市提供) (R.O.O.O)	鹿屋市と防衛省との協議内容の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関等との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
3	九州防衛局企画部長ぶら下がりおこし (R.O.O.O)	—	—
4	鹿屋市市長公室長ぶら下がりおこし (R.O.O.O)	—	—
5	米軍無人機部隊の鹿屋基地配備に係る説明について (R.O.O.O)	—	—
6	米軍無人機部隊の鹿屋基地配備に係る説明に係る想定スケジュール (R.O.O.O)	日程・時間・主な動きの一部	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
7	記者発表資料 (R.O.O.O)	—	—
8	記者配付資料 (R.O.O.O)	—	—
9	配席図 (R.O.O.O)	—	—
10	発言要旨 (R.O.O.O)	説明終了後発言要旨	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関等との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
11	米軍無人機の鹿屋航空基地の一時展開に係る九州防衛局による説明結果概要 (RO. O. O)	防衛省の説明内容の一部 県の申し入れ内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議、検討に関する情報)に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
12	九州防衛局からの説明結果(おこし) (RO. O. O)	防衛省との協議内容の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議、検討に関する情報)に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
13	九州防衛局企画部長ぶら下がりおこし (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
14	総合政策部長・危機管理防災局長ぶら下がりおこし (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
15	全国知事会後知事ぶら下がりおこし (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
16	鹿屋市記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
17	九州防衛局から鹿屋市への説明結果(おこし) (RO. O. O)	—	—
18	鹿屋市長ぶら下がりおこし (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
19	九州防衛局長ぶら下がりおこし (RO. O. O)	—	—
20	記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
21	米軍無人機の鹿屋基地一時展開に係る説明について (RO. O. O)	—	—

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
22	想定スケジュール (RO. O. O)	日程・時間・主な動きの一部	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
23	九州防衛局長他略歴	—	—
24	座席図 (RO. O. O)	—	—
25	九州防衛局から県への説明結果おこし (RO. O. O)	—	—
26	知事ぶら下がりおこし (RO. O. O)	—	—
27	九州防衛局長ぶら下がりおこし (RO. O. O)	—	—
28	鹿屋市議会全員協議会資料 (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
29	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る対応 (RO. O. O)	月日、主な動き等の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議、検討等に関する情報)に該当 当該部分は、県及び国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
30	ファックス送信票 (RO. O. O)	—	—
31	記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
32	鹿屋市記者発表資料 (RO. O. O)	—	—

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
33	発言要旨 (RO. O. O)	—	—
34	米軍無人機MQ-9の一時展開検討のための調査について (RO. O)	—	—
35	九州防衛局説明結果メモ (RO. O. O)	—	—
36	九州防衛局からの説明結果おこし (RO. O. O)	—	—
37	九州防衛局企画部長ぶら下がりおこし (RO. O. O)	—	—
38	記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
39	米軍無人機MQ-9の一時展開検討のための調査について② (RO. O)	—	—
40	大臣政務官から知事及び議長への検討結果等説明 (RO. O. O)	—	—
41	説明スケジュール (RO. O. O)	月日・時間・主な動き等の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
42	今後見込まれる主な動き等	月日・主な動き等の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 当該部分は、県及び国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

【別表 1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
43	防衛大臣政務官から知事及び議長への検討結果等説明シナリオ (RO. O. O)	—	—
44	記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
45	座席図 (RO. O. O)	—	—
46	政務官他略歴	—	—
47	米軍無人機MQ-9の一時展開について (RO. O)	—	—
48	政務官からの説明結果おこし (RO. O. O)	—	—
49	政務官ぶら下がりおこし (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
50	知事ぶら下がりおこし (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
51	政務官から鹿屋市への説明結果おこし (RO. O. O)	—	—
52	政務官ぶら下がりおこし鹿屋市 (RO. O. O)	—	—
53	鹿屋市長ぶら下がりおこし (RO. O. O)	—	—

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
54	鹿屋市基地関係連絡協議会議事録 (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
55	鹿屋市決議案 (RO. O. O)	—	—
56	鹿屋市決議 (RO. O. O)	—	—
57	鹿屋市長ぶら下がりおこし (RO. O. O)	—	—
58	鹿屋市記者発表資料(全員協議会) (RO. O. O)	—	—
59	鹿屋市全員協議会概要報告書 (RO. O. O)	—	—
60	鹿屋市長ぶら下がり	—	—
61	九州防衛局ぶら下がりおこし	—	—
62	鹿屋市記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
63	鹿屋市基地関係連絡協議会議事録 (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
64	MQ-9の一時展開についての住民説明会概要 (RO. O. O)	—	—

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
65	知事と鹿屋市長との意見交換について (RO. O. O)	マスコミ対応の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
66	意見交換スケジュール (RO. O. O)	主な動きの一部	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
67	知事挨拶案 (RO. O. O)	—	—
68	進行シナリオ (RO. O. O)	意見交換内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議、検討に関する情報)に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
69	記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
70	座席図 (RO. O. O)	—	—
71	記者配付資料 (RO. O. O)	—	—
72	鹿屋市長との意見交換結果概要おこし (RO. O. O)	意見交換内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議、検討に関する情報)に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
73	知事ぶら下がりおこし (RO. O. O)	—	—
74	鹿屋市長ぶら下がりおこし (RO. O. O)	—	—

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
75	今後のスケジュールイメージ (RO. O. O)	時期、区分、主な動き等の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 当該部分は、県の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
76	記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
77	知事コメント案 (RO. O. O)	コメント案の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 当該部分は、県の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
78	知事コメント案	コメント案の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 当該部分は、県の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
79	知事記者会見おこし (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
80	県から防衛大臣への要請書 (RO. O. O)	—	—
81	鹿屋市記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
82	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について (案)	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について (案) の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 当該部分は、県の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
83	防衛副大臣面会おこし (RO. O. O)	—	—
84	知事ぶら下がりおこし (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
85	米軍無人機の一時展開に当たって想定される生活上の懸念事項等に係る対応状況等(RO. O. O)	—	—
86	県教委宛、関係県立学校通知文、メール文(RO. O. O)	—	—
87	市教委宛、市立学校宛通知、メール文(RO. O. O)	—	—
88	私立学校係宛通知、メール文(RO. O. O)	—	—
89	レンタカー業者宛通知文(RO. O. O)	—	—
90	県内医療機関宛通知文(RO. O. O)	—	—
91	在日米軍司令官の表敬訪問について(RO. O. O)	参考情報	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
92	在日米軍副司令官の〇〇副知事及び〇〇議長表敬訪問(RO. O. O)	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議、検討に関する情報)に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
93	在日米軍副司令官の表敬訪問における〇〇副知事発言メモ(RO. O. O)	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議、検討に関する情報)に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
94	在日米軍副司令官の表敬訪問における議長発言メモ(案)(RO. O. O)	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議、検討に関する情報)に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
95	鹿屋市記者発表資料(RO. O. O)	—	—

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
96	在日米軍副司令官 ○○氏鹿屋市訪問時の市長・議長コメント(案) (RO. O. O)	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国等の機関との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
97	在日米軍副司令官の表敬訪問(結果) (RO. O. O)	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
98	在日米軍副司令官等副知事表敬に係る記者対応(結果) (RO. O. O)	個人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該部分は個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができることから, 原則として不開示であり, 同号ただし書のいずれにも該当しない。
99	在日米軍副司令官面会記録 (RO. O. O)	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国等の機関との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
100	送信メール ○ 11:22	個人のメールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
101	送信メール ○ 13:39	個人のメールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
102	送信メール ○ 18:55	—	—
103	送信メール ○ 20:38	個人のメールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

【別表1】
(総合政策課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
104	送信メール ○ 10:41	個人のメールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
105	送信メール ○ 11:31	個人のメールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
106	送信メール ○ 13:39	個人の携帯電話番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		個人のメールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
107	送信メール ○ 14:40	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
108	送信メール ○ 20:41	個人のメールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 鹿屋市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
1	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る日米合同委員会合意について（令和〇年〇月〇日レク資料）	—	—
2	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る連絡体制について（依頼）（令和〇年〇月〇日付け各市町村危機管理担当課長宛て）	携帯電話番号（〇〇係長）	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		携帯電話番号（〇〇主査）	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
3	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る連絡体制について（依頼）（令和〇年〇月〇日付け各消防本部（局）担当課長宛て）	—	—
4	電話等の設置について（依頼）（令和〇年〇月〇日付け管財課長宛て）	—	—
5	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る相談窓口等について（令和〇年〇月〇日レク資料）	—	—
6	【取りまとめ結果】米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る連絡体制名簿等について（令和〇年〇月〇日付け市町村宛てメール）	携帯電話番号（〇〇）	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		携帯電話番号（〇〇、〇〇、霧島市）	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
7	【取りまとめ結果】米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る連絡体制名簿等について（令和〇年〇月〇日付け各消防本部（局）宛てメール）	携帯電話番号（〇〇）	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		携帯電話番号（〇〇、〇〇、霧島市）	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
8	米軍無人機MQ-9の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談等窓口の開設について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—
9	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国の動向について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—
10	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る日米地位協定第2条に基づく施設及び区域の追加提供について（令和〇年〇月〇日報告資料）	—	—
11	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—
12	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第1報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
13	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る宮崎県への情報提供について（令和〇年〇月〇日報告資料）	記者名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
14	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第2報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
15	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
16	事件・事故発生時の速報体制表等について（令和〇年〇月〇日メール）	職員名 携帯番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		電話番号 内線番号 FAX番号 携帯番号 （〇〇、〇〇）	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
17	〇／〇県知事会見に対する対応可否について（回答）（令和〇年〇月〇日付け鹿児島県警察本部生活安全課長）	職員名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		内線番号	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
18	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—
19	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第3報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
20	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第4報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
21	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第5報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
22	米軍無人機の一時展開に係る準備（〇月〇日）について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	連絡内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
23	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—
24	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第6報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
25	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—
26	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—
27	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【飛来中止】	—	—
28	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に係る説明について（令和〇年〇月〇日報告資料）	説明内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
29	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第7報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
30	米軍無人機の一時展開に係る説明について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	説明内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
31	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの説明について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【準備期間延長等】	—	—
32	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
33	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
34	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
35	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第8報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
36	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
37	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
38	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
39	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【飛来中止】	—	—
40	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
41	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
42	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
43	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
44	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
45	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
46	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
47	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
48	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
49	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第9報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
50	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
51	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
52	第319遠征偵察中隊司令官就任式について（令和〇年〇月〇日付けロジ資料）	米軍人名 場所、「4 その他」の一部、式典会場図、「ご案内」の一部	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。 鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
53	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来中止】	—	—
54	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【訂正】	—	—
55	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
56	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
57	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
58	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来中止】	—	—
59	米軍無人機の運用開始の時期及び状況確認飛行について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—
60	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—
61	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【輸送機飛来】	—	—

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
62	米軍無人機MQ-9のデモフライト実施について（令和〇年〇月〇日付けレク資料）	視察場所 視察会場図 配席図	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
63	米軍無人機MQ-9のデモフライト実施について（令和〇年〇月〇日付け当日ロジ資料）	視察場所、基地 見学計画、配席 図、管制塔、航 空機見学、記念 撮影（イメー ジ）、デモフラ イト概要図の一部、知事車両動 線	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
64	米軍無人機MQ-9デモフライト時配布資料	—	—
65	米軍無人機MQ-9部隊隊員の飲酒禁止の解禁について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
66	米軍無人機MQ-9デモフライト動画のWEB公開について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	写真の一部 （顔）	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
67	九州防衛局鹿屋現地連絡所の夜間巡回パトロールについて（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
68	MQ-9の運用開始時期等について（第1報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	確認内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
69	MQ-9の運用開始時期等について（第2報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	確認内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
70	MQ-9の試験飛行の事前情報提供について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
71	航空機の状況を確認するための飛行に係る対応について（令和〇年〇月〇日防衛省文書）	内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
72	MQ-9の運用開始日の連絡について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
73	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に関する国からの連絡について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）【運用開始日】	—	—
74	米軍人の交通事故について（第1報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	病院名	鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 当該情報を公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
75	米軍人の交通事故について（第2報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	病院名	鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 当該情報を公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
		県警察本部からの情報	鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 当該部分を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
76	米軍人の交通事故について（第3報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	相手方の情報	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		病院名	鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 当該情報を公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
		鹿屋市からの情報	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		県警察本部からの情報	鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 当該部分を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
77	米軍関係者の交通事故の発生について（令和〇年〇月〇日付け県議会議員への情報提供）	—	—
78	米軍関係者による事件・事故に関する要請書（令和〇年〇月〇日付け鹿屋市要請書）	—	—
79	米軍人の交通事故について（第4報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	相手方の情報	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		病院名	鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 当該情報を公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
		事故に係る動き	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
80	米軍機の飛来情報について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
81	MQ-9の航続距離について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
82	リバティ制度の変更について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	変更する理由	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
83	リバティ制度の変更に係る米軍への申し入れについて（案）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
84	リバティ制度の変更について（令和〇年〇月〇日付け県議会議員情報提供）	—	—
85	リバティ制度の変更について（令和〇年〇月〇日付け記者発表資料）	—	—
86	米軍人の交通事故について（第2報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	連絡内容	鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 当該部分を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
87	米軍人の交通事故について（第3報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	事故概要	鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 当該部分を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
88	米軍人の交通事故について（第4報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	相手方の性別 米軍人の性別	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		事故概要	鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 当該部分を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
		鹿屋市からの情報の一部 事故現場関係図 米軍車両写真	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
89	米軍人の交通事故に係る国へのマスコミ取材について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
90	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第10報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
91	リバティ制度の変更に係る米軍への申し入れへの回答について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	申入 回答	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
92	米軍人の交通事故について（令和〇年〇月付け報告資料）	日時 事故概要 その他	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
93	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第11報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
94	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第12報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
95	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第13報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
96	MQ-9の一時展開に係る関係事業者との連絡会について（令和〇年〇月〇日報告資料）	—	—

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
97	在日米軍司令官のMQ-9部隊訪問について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	記者名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
98	在日米軍司令官のMQ-9部隊訪問について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
99	鹿屋市長のインタビュー取材について（令和〇年〇月〇日報告資料）	記者名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
100	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第14報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
101	MQ-9の一時展開に係る関係事業者との意見交換会について（令和〇年〇月〇日報告資料）	—	—
102	鹿屋市基地関係連絡協議会の開催について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	委員氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
103	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第15報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
104	鹿屋市長のインタビュー取材について（令和〇年〇月〇日報告資料）	記者名 撮影者名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
105	MQ-9の一時展開に係る関係事業者等との意見交換会について（令和〇年〇月〇日報告資料）	—	—
106	鹿屋市基地関係連絡協議会の開催結果について（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
107	米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に伴う電話相談窓口への相談件数等について（第16報）（令和〇年〇月〇日付け報告資料）	—	—
108	鹿屋現地連絡所定時連絡（関係自治体用）（令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）	電話の相手 電話内容 対応内容	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
109	6階大会議室使用申請書 （米軍無人機運用部隊長の表敬）（RO. O. O）	—	—
110	米軍無人機部隊長の表敬訪問について（RO. O. O） ※対応レク資料	参考情報	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
111	鹿屋航空基地におけるMQ-9部隊司令官の県への表敬訪問（RO. O. O） ※当日ロジ資料	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		議員、マスコミへの情報提供	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
112	鹿屋航空基地におけるMQ-9部隊司令官の表敬訪問における発言メモ (RO. O. O)	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
113	鹿屋航空基地におけるMQ-9部隊司令官の総合政策部長及び危機管理防災局長表敬訪問記者配布資料 (RO. O. O)	—	—
114	県記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
115	鹿屋市記者発表資料 (RO. O. O)	—	—
116	県議会議員宛てファックス送信票 (RO. O. O)	—	—
117	会議室共用備品使用申請書 (RO. O. O)	—	—
118	鹿屋航空基地におけるMQ-9部隊司令官面会記録(概要) (RO. O. O)	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
119	MQ-9部隊司令官面会に伴う市長への記者ぶら下がり記録 (RO. O. O)	—	—
120	鹿屋航空基地におけるMQ-9部隊司令官の県への表敬訪問(結果) (RO. O. O)	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
121	受信メール ○ 15:48 防衛省→県 ※ログ確認	メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 国及び鹿屋市が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
122	受信メール ○ 16:23 防衛省→県 ※資料送付 ・○○司令官略歴	メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 国及び鹿屋市が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
123	受信メール ○ 13:20 防衛省→県 ※情報提供	携帯番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該部分は個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができることから, 原則として不開示であり, 同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)に該当 国の機関との審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
124	受信メール ○ 15:03 防衛省→県 ※情報提供	携帯番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
125	受信メール ○ 15:39 防衛省→県 ※情報提供	米軍人の氏名 携帯番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
126	受信メール ○ 15:52 防衛省→市 ※情報提供	米軍人の氏名 携帯番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国及び鹿児島市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
127	受信メール ○ 16:31 防衛省→県 資料提供依頼	米軍人の氏名 携帯番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
128	受信メール ○ 17:10 防衛省→県 情報提供	米軍人の氏名 携帯番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
129	受信メール ○ 17:12 防衛省→市 情報提供	米軍人の氏名 携帯番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国及び鹿児島市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
130	受信メール ○ 17:38 防衛省→県 情報提供	米軍人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
131	受信メール ○ 19:13 防衛省→県 情報提供	メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国及び鹿児島市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
132	受信メール ○ 19:32 防衛省→市 ※資料提供 ・司令官鹿児島市発言メモ	米軍人の氏名 携帯番号	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国及び鹿児島市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
133	受信メール ○ 19:35 防衛省→県 ※資料提供 ・司令官鹿児島市発言メモ	米軍人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
134	受信メール ○ 09:18 防衛省→県 ※資料提供 ・ネームプレート	米軍人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
135	受信メール ○ 16:10 総政→危機 ※資料提供 ・鹿屋市表敬結果	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
136	送信メール ○ 11:00 県→防衛省 ※情報提供依頼	メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国及び鹿屋市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
137	送信メール ○ 11:54 危機→総政 ※資料送付 ・対応レク資料	参考情報	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
138	送信メール ○ 22:45 県→防衛省 ※資料提供依頼	メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 国及び鹿屋市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
139	送信メール ○ 10:17 危機→総政 ※資料送付 ・当日ロジ資料 ・発言メモ	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		議員、マスコミへの情報提供	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
140	送信メール ○ 19:59 県→防衛省 ※情報提供依頼	メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 鹿屋市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
141	送信メール ○ 09:41 県→防衛省 ※情報提供依頼 ・ネームプレート	—	—

【別表2】
(危機管理課分)

番号	開示請求に係る公文書名	不開示部分	不開示理由
142	送信メール ○ 13:48 危機→議事 ※情報提供依頼 ・ 記者発表資料	—	—
143	送信メール ○ 14:15 危機→県議 ※情報提供 ・ 記者発表資料	個人のメールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
144	送信メール ○ 14:19 危機→県議 ※情報提供 ・ 記者発表資料	個人のメールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
145	送信メール ○ 16:55 県→防衛省 ※資料送付 ・ 当日ロジ資料	米軍人の氏名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
		米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
		議員、マスコミへの情報提供	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
146	送信メール ○ 20:43 県→鹿屋市 ※資料提供依頼	メールアドレス	鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 鹿屋市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
147	送信メール ○ 21:20 危機→総政 ※資料送付 ・ 司令官鹿屋市発言メモ	米軍との協議内容	鹿児島県情報公開条例第7条第5号（審議、検討に関する情報）に該当 国の機関との審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
148	苦情等記録票（県）	氏名 住所 電話番号 苦情の内容	鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

	別表1 文書番号	左記文書番号 の頁番号	別表2 文書番号	左記文書番号 の頁番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
不開示情報1			76	1	相手方の情報	条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 米軍人と〇〇の交通事故について、MQ-9の運用開始直前に発生したということもあり、事故当時、盛んにマスコミ報道がなされていた。当事者の〇〇の同級生や周辺の方であれば、これらの情報により、当該〇〇を特定可能であることや、交通事故の当事者である〇〇の心情にも配慮し、これらの細かいやりとり等の情報については、個人情報として不開示とした。	不開示
			79	1	相手方の情報		不開示
不開示情報2			88	1	相手方の性別 米軍人の性別	条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。	開示
不開示情報3			108	3, 4, 9, 20, 37, 43, 87, 98, 115, 116, 140, 196, 197, 208, 235	電話内容 対応内容	条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に当たって、現地連絡所及び県に寄せられた地元住民等からの相談等及び相談等への対応内容に関する情報が記載されている。当該箇所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、不開示とした。 当該情報には、相談者が米軍無人機の一時的展開に対して持っている、肯定的又は否定的な意見が含まれており、ひとまとまりの不開示情報とした。	開示
不開示情報4			145	1, 13	米軍人の氏名及び肩書き(担当職, 階級)	条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。	開示 米軍人の肩書き(階級)
不開示情報5			148	1, 2, 3, 4	苦情の内容	条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開に当たって、現地連絡所及び県に寄せられた地元住民等からの相談等及び相談等への対応内容に関する情報が記載されている。当該箇所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、不開示とした。 当該情報には、米軍人について相談者が見聞した内容や米軍無人機の展開に対する意見等が多く含まれており、ひとまとまりの不開示情報とした。	開示
不開示情報6			75	2	県警察本部からの情報	条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 当該部分を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。	開示
			76	2	県警察本部からの情報		開示
不開示情報7			86	1	連絡内容		開示
			87	1	事故概要	条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 当該部分を公にすることにより、交通事故における県警察の確認事項や判断基準等が明らかになり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。	開示
			88	1	事故概要		開示

【別表3】

	別表1 文書番号	左記文書番号 の頁番号	別表2 文書番号	左記文書番号 の頁番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
不開示情報8	1	1			聞き取り内容の一部		不開示
不開示情報9	2	1, 2, 3, 4			鹿屋市と防衛省との 協議内容の一部		不開示
	99	2, 3, 4			米軍との協議内容		不開示
			118	2, 3	米軍との協議内容	条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 国の機関等との審議、検討または協議に関する情報であって、公開を前提としない協議中のやり取り等が記載されている。本件事務においては、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、公開を前提としないやり取りが、事後において公になれば、今後、国の機関等との率直な意見交換が損なわれ、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがある。本件事務は、防衛・安全保障政策であり、国の専管事項である。国の機関等との率直な意見交換が損なわれれば、県として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがある。	不開示
不開示情報10	10	1			説明終了後発言要旨		開示
不開示情報11	11	1			防衛省の説明内容の一部 県の申し入れ内容		開示 項目4の3～5行目 項目5の内容欄

【別表3】

	別表1 文書番号	左記文書番号 の頁番号	別表2 文書番号	左記文書番号 の頁番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
不開示情報12	12	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13			防衛省との協議内容の一部	条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 国の機関等との審議、検討または協議に関する情報であって、公開を前提としていない協議中のやり取り等が記載されている。本件事務においては、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、公開を前提としないやり取りが、事後において公になれば、今後、国の機関等との率直な意見交換が損なわれ、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがある。本件事務は、防衛・安全保障政策であり、国の専管事項である。国の機関等との率直な意見交換が損なわれれば、県として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがある。	開示 1ページ
	72	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11			意見交換内容		開示 3ページの9行目
	97	2, 3, 4, 5, 6			米軍との協議内容		開示 2ページの26行目
	108	3, 4, 5, 6, 7			米軍との協議内容		開示 3ページの26行目
			120	2, 3	米軍との協議内容		不開示
不開示情報13	68	1, 2			意見交換内容		開示
	92	4			米軍との協議内容		開示
	101	4, 5			米軍との協議内容		開示
			111	3	米軍との協議内容		開示
			139	3	米軍との協議内容		開示
			145	4	米軍との協議内容		開示
不開示情報14	93	2, 3, 4, 5			米軍との協議内容		開示 (4ページの24～27行目を除く)
	94	1			米軍との協議内容		開示
	104	4, 5, 6, 7			米軍との協議内容		開示
	105	3, 4, 5, 6, 7			米軍との協議内容		開示 (5ページの24～27行目を除く)
	106	3, 4, 5, 6			米軍との協議内容		開示
	107	3, 4, 5, 6, 7			米軍との協議内容		開示 (5ページの24～27行目を除く)
			112	2, 3, 4, 5	米軍との協議内容		開示 (4ページの24～27行目を除く)
			139	8, 9, 10, 11	米軍との協議内容		開示 (10ページの24～27行目を除く)
			145	9, 10, 11, 12	米軍との協議内容		開示 (11ページの25～28行目を除く)

	別表1 文書番号	左記文書番号 の頁番号	別表2 文書番号	左記文書番号 の頁番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
不開示情報15	96	2			米軍との協議内容		開示
不開示情報16			22	1	連絡内容		開示 項目4、5、6、 7、8の項目名 項目4の内容欄の 1～52文字目及び 76文字目以降
			70	1	内容		開示 項目3、3(1)、3 (2)、4の項目名
			72	1、2	内容		開示 1ページの項目 1、2の項目名
不開示情報17			28	1	説明内容	条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 国の機関等との審議、検討または協議に関する情報であって、公開を前提としていない協議中のやり取り等が記載されている。本件事務においては、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、公開を前提としないやり取りが、事後において公になれば、今後、国の機関等との率直な意見交換が損なわれ、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがある。本件事務は、防衛・安全保障政策であり、国の専管事項である。国の機関等との率直な意見交換が損なわれれば、県として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがある。	開示 6行目 (1)の項目名・内容 欄 (2)の項目名・内容 欄の1行目 (3)の項目名 (4)の項目名・内容 欄 (6)の項目名・内容 欄の15～21文字目 【参考】の項目名
			30	1	説明内容		開示 1(1)の項目名・内容 欄 1(2)の項目名・内容 欄の1行目 2の項目名・内容 欄の1～7行目 4の項目名・内容 欄の15～21文字目
不開示情報18			68	1	確認内容		不開示
			69	1	確認内容		不開示

【別表3】

	別表1 文書番号	左記文書番号 の頁番号	別表2 文書番号	左記文書番号 の頁番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
不開示情報19			71	1, 2	内容		不開示
			82	1	変更する理由		不開示
			91	1	申入 回答		不開示
			132	4, 5	米軍との協議内容		不開示
			133	3, 4	米軍との協議内容		不開示
			135	2	米軍との協議内容		不開示
			147	2, 3	米軍との協議内容		不開示
不開示情報20			76	2	鹿屋市からの情報	条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 国の機関等との審議、検討または協議に関する情報であって、公開を前提としていない協議中のやり取り等が記載されている。本件事務においては、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、公開を前提としないやり取りが、事後において公になれば、今後、国の機関等との率直な意見交換が損なわれ、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがある。本件事務は、防衛・安全保障政策であり、国の専管事項である。国の機関等との率直な意見交換が損なわれれば、県として十分な情報が得られず、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがある。	開示
			79	2	事故に係る動き		開示 （2行目11文字目以降、3行目を除く）
			92	1	日時 事故概要 その他		開示 （項目2の1行目を除く）
不開示情報21			123	1	米軍との協議内容		開示
			124	1, 2	米軍との協議内容		開示
			125	2, 3	米軍との協議内容		開示
			126	1	米軍との協議内容		開示
			127	2, 3	米軍との協議内容		開示
			128	3, 4	米軍との協議内容		開示
			129	1	米軍との協議内容		開示
			130	1	米軍との協議内容		開示
			132	2	米軍との協議内容		開示
			133	2	米軍との協議内容		開示
			145	1	米軍との協議内容		開示

	別表1 文書番号	左記文書番号 の頁番号	別表2 文書番号	左記文書番号 の頁番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
不開示情報22	29	1			月日、主な動き等の一部	条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 当該箇所には、県及び国の機関の内部における審議検討又は協議に関する情報、当該事務を検討するにあたり、当時想定された情報等が記載されている。当該箇所は、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であり、これを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 審議、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、将来予定されている同種の審議、検討等に係る適正な意思決定等の確保などへの支障が看過し得ない。	不開示
不開示情報23	77	1, 2			コメント案の一部		不開示
	78	3			コメント案の一部		不開示
	82	2			米軍無人機の鹿屋航空基地への一時展開について（案）の一部		不開示
不開示情報24	6	1			日程、時間、主な動きの一部	条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 当該箇所には、県の機関、国の機関又は他の地方公共団体の行う事務又は事業に関する情報、当該事務等を進めるにあたり、公開を前提としない情報等が記載されている。これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 防衛・安全保障政策は本件のみならず、今後も同種の事務又は事業が想定される。このような、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業について、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 また、情報提供先が公になれば情報提供先の業務に支障が生じ、結果として相互の業務遂行に支障が生じる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	開示 2月以降Pの「時間」欄並びに「主な動き」欄の不開示部分の1行目、2行目、3行目の1～5文字目以降、4行目
	22	1			日程、時間、主な動きの一部		不開示
	41	1			日程、時間、主な動きの一部		不開示
	65	1			マスコミ対応の一部		不開示
	66	1			主な動きの一部		不開示
			111	1	議員、マスコミへの情報提供		不開示
			139	2	議員、マスコミへの情報提供		不開示
			145	2	議員、マスコミへの情報提供		不開示
不開示情報25	91	1			参考情報		開示
			110	1	参考情報		開示
			137	2	参考情報		開示
不開示情報26			52	1, 2, 3, 6	場所、「4 その他」の一部、式典会場図、「ご案内」の一部		不開示

	別表1 文書番号	左記文書番号 の頁番号	別表2 文書番号	左記文書番号 の頁番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
不開示情報27			62	1, 3, 4, 5	視察場所 視察会場図 配席図	条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 当該箇所には、県の機関、国の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報、当該事務等を進めるにあたり、公開を前提としない情報等が記載されている。これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	不開示
			63	1, 2, 4, 5, 6, 7, 12, 13, 14, 15, 16, 17	視察場所、基地見学計画、配席図、管制塔、航空機見学、記念撮影（イメージ）、デモフライト概要図の一部、知事車両動線	防衛・安全保障政策は本件のみならず、今後も同種の事務又は事業が想定される。このような、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業について、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	不開示
不開示情報28			88	1, 2, 3	鹿屋市からの情報の一部 事故現場関係図 米軍車両写真	また、情報提供先が公になれば情報提供先の業務に支障が生じ、結果として相互の業務遂行に支障が生じる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	不開示
不開示情報29	42	1			月日、主な動き等の一部	条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）に該当 当該箇所には、県及び国の機関の内部における審議検討又は協議に関する情報、当該事務を検討するにあたり、当時想定された情報等が記載されている。当該箇所は、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であり、これを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 審議、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、将来予定されている同種の審議、検討に係る適正な意思決定等の確保などへの支障が看過し得ない。	開示 5月の欄
不開示情報30	75	1			時期、区分、主な動き等の一部	条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 当該箇所には、県の機関、国の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報、当該事務等を進めるにあたり、公開を前提としない情報等が記載されている。これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 防衛・安全保障政策は本件のみならず、今後も同種の事務又は事業が想定される。このような、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業について、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 また、情報提供先が公になれば情報提供先の業務に支障が生じ、結果として相互の業務遂行に支障が生じる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	不開示